

第四回福生市議会

臨時

時

会会議録（第十二号）

昭和四十九年十月十一日福生市議会議場に第四回福生市議会臨時회가招集された。
一 出席議員はつぎのとおりである。

一番	貫井喜代次	君	二番	小林菊三	君
三番	小林才治	君	四番	田村市郎	君
五番	川窪清一	君	六番	中曽根実	君
七番	宇佐美良時	君	八番		君
九番		君	十番	松山清	君
十一番	伊東忠次郎	君	十二番	森田秀雄	君
十三番	石川繁治	君	十四番	小林暢吉	君
十五番	末次性男	君	十六番	高波忠	君
十七番	関米吉	君	十八番		君

十九番	大野行夫	君	二十番	宮沢良一	君
二十一番	田村匡雄	君	二十二番	岩田博	君
二十三番	石川信義	君	二十四番	塩野鉄之助	君

一 欠席議員はつぎのとおりである。

十八番 中里元一君

一 欠員はつぎのとおりである。

八番 九番



一 議会議務局職員はつぎのとおりである。

議事	古谷徳男	君	議事	市川昭利	君
局長			係長	主事	島田幸治
				君	君

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員はつぎのとおりである。

市長	石川常太郎	君	助役	篠崎俊夫	君
収入役	橋本孝蔵	君	教育長	所田倍二	君
秘書職	高水求	君	庶務		君
員課長			課長		君
企画財			環境保		君
政課長	上野重勝	君	全課長	八木房雄	君
経済			福祉事		君
課長			務所長		君
建設			都市計		君
課長			画課長		君



一

本日の議事日程はつぎのとおりである。

市 民 課 長	下 水 道 課 長	水 道 課 長	教 育 委 員 會 務 課 長	教 育 委 員 會 務 課 長
君	君	君	君	君
			内 田 和 雄	小 野 光 朗

税 務 課 長	用 地 課 長	會 計 課 長	教 育 委 員 會 務 課 長	選 挙 管 理 委 員 會 務 課 長
君	君	君	君	君
			古 谷 正 夫	



- 日程第一 會議錄署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 議案第百二十号 昭和四十九年度福生市一般会計補正予算（第二号）
- 日程第四 議案第百二十一号 福生市立福生第二中学校増築第四期工事請負契約
- 日程第五 議案第百二十二号 福生市立福生第七小学校屋内運動場新築工事請負契約
- 日程第六 議案第百二十三号 福生市立福生第三中学校屋内運動場新築工事請負契約

二十番 石川信義君
二十番 實井喜代次君
以上三名を指名いたします。

議長において

議長（塩野鉄之助君） この際報告事項のありますので、事務

市長

下水道

課長

水道

課長

日野第六

日野第五

日野第四

日野第三

日野第二

日野第一

君

君

君

課長

會計

課長

用地

課長

局長

局長

本日の議事日程はつぎのとおりである。



午前十時 開会・開議

○議長(塩野鉄之助) ただいまから昭和四十九年第四回福生市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。
これより日程に入ります。

○議長(塩野鉄之助) 日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、議長において

二十二番 岩田 博君

二十三番 石川信義君

一番 貫井喜代次君

以上三名を指名いたします。

○議長(塩野鉄之助) この際報告事項がありますので、事務

局長をして諸般の報告をいたさせます。

(古谷議会事務局局長報告)

一、昭和四十九年第四回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)

二、議案の送付について(別添参照)

三、市議会議事説明員の委任について(別添参照)

四、議案説明員の出席要求について(別添参照)

五、昭和四十九年八月分例月出納検査の結果について(別添参照)

六、定期監査の結果について(別添参照)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で報告は終わりました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 高波 忠君 登壇)

○議会運営委員長(高波 忠君) ご指名がございましたのでご報告いたします。

去る十月五日午前九時より議会運営委員会を開催し、議長から諮問を受けました昭和四十九年第四回臨時会の会期及び日程等について協議検討いたしました。その結果、会期については本日一日限りとして委員会は決定しお願いいたします。

理由といたしましては、本臨時会は長提出による一般会計補正予算第二号及び学校関係の工事契約同意案三件があり、補正予算については過日の全員協議会において理事者から説明を受けました武蔵野地区の不燃物処理用地確保に対する予算であり、また学校関係の工事請負契約三件については、これを早期に発注して新年度までに完成させる必要があることから、議運といたしましては、いずれも詳細な説明を受けることによりご納得ご了解をいただけるものとして

即決を願うよう意見の一致をみて会期は一日と決定した次第であります。

なお、日程順序についてはお手元にご配付のとおりお願いすることになりました。

また、全日程終了後に報告事項がありますので、本日全員協議会をお願いするようけさの議運で決定いたしましたのであらかじめお含み願います。

何とぞ本日の会議が議運の決定とあり円滑に運ばれますよう各位のご協力をお願いいたしまして報告いたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり十月十一日の一日間と決定いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって会期

は一日間と決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第三議案第百二十号昭和四十九年度福生市一般会計補正予算（第二号）を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。
（企更財政課長上野重勝君登壇）

○企更財政課長（上野重勝君） ご指名をいただきましたので議案第百二十号につきまして提案理由の説明並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は過日の全員協議会でご協議いただいたものでございまして、福生市熊川の武蔵野地区に八千六百八十六・五二平方メートルの不燃物理立用用地を取得しようとするものに関する補正予算でございます。

内容についてご説明申し上げます。

第一条におきまして、補正前の額五十五億一千百九十九万四千円に今回一億八千三百九十九万円を追加いたしまして、総額五十六

億九千五百八十九万四千円と定めようとするものでございます。
 この内容について説明いたしますと、歳入におきましては、市債に一億八千三百九十万円を追加して三億一千二百万円にしようとするものでございまして、この財源措置は、不燃物の用地取得につきましてはそのほとんど全額を起債によって賄うものでございまして、これはほぼ許可になる見通しでございします。これを財源といたしまして、歳出におきましては衛生費におきまして不燃物の用地取得費一億八千三百九十三万七千円を計上いたしまして、予算費におきまして財源調整として三万七千円を減額した次第でございします。この不燃物の処理穴につきましては総面積が八千六百八十六、五二平方メートルで、坪にいたしますと二千六百二十七、六七坪ということになりまして坪単価約七万円でございします。その総額が一億八千三百九十三万六千九百円という額に相なるわけでございします。
 なお、用地につきましては現在使用中の不燃物処理がそう長く続きませんので、その後の処理計画としてその不燃物の埋

立用地を先行取得しようとするものでございます。

なお、地方債におきましてごみ埋立用地取得事業債一億八千三百九十万円の起債の方法としては、普通貸借または証券発行で利率は九%以内、償還の方法としては貸入れから据置を含み三十年以内に償還する。ただし財政その他の都合により償還年限を短縮し、または低利債に借換することかできるといように議決をいただこうとするものでございます。

なお、歳入においては「ごみ埋立用地」ということばを使っておりますが、これは地方債の許可基準にいろいろ区分がございまして、名称が一般廃棄物処理事業のごみ処理施設整備事業という中で規定されておりますので「ごみ処理」という名称を使つたわけでございます。また歳出におきましては議会のご意向、また地元住民等の考え方もございまして「不燃物埋立用地取得費」というように計上しております。

以上、簡単でございしますが説明を終わります。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十番（松山 清君） 何点が質問したいと思います。

本件は全員協議会においてもまた従来の経過からみましても地域住民の十分な納得を得られることが大前提になっていることは申すまでもないと思います。この穴は、現在の不燃物埋立用穴が埋め終わるのにまだ三年ぐらいかかる。すると使用開始になるのは三年後になると思いますが、それまでの間どのような状況に保存というか保つていくのかお聞きしたいと思います。

というのは、いずれもあの穴は業者が掘った穴でありまして、市役所が掘った穴のように十分なこう配をとっていないことがあろうと思います。業者の穴は急こう配で掘っており、現時点でも相当くずれかかっておりますが、これは境界線ぎりぎりまで掘っているのではないかと考えられるわけです。というのは、五日市街道から入っていくと昭島へ行く道路の片側はトタンでへいをしてあります。その反対側は簡単なバラ線であってありまして、すでに穴がくずれましてくいが宙に浮いてい



る状況であります。それを市で購入するとなりますと、危険きわまりない状態であるので、その保存を十分にしていかなければならないと思っておりますが、その点についてお聞きしたいと思

います。
○環境保全課長（八木房雄君） 自席からお許しをいただきます。

答弁申し上げます。

ただいまのご質問でございますが、現在購入いたしたいという考えの場所につきましては、業者が確かに新法で砂利を採取しております。これにつきましては今後砂利穴を残土により埋め立ていたしました。平地にして危険のないよう、またへい等についても十分危険のないようにしたいと考えております。
○十番（松山 清君） 市で購入した場合早急に措置すると思

いますが、いずれにしてもいまのままの状態では危険きわまりないわけです。

それからもう一つお聞きしたいと思いますが、この不燃物埋立用地を今後使用開始するまでに三年近くありますし、また



使用開始しても今度はかなり大きいので相当年月がかかると思
います。しかしいずれにしても不燃物を埋めるわけですが
その跡地についてはどのように考えているのか。たとえばとんで
もない発言をした幹部職員もいるわけです。埋め立てを終
わり更地にして防衛施設庁に売ってしまえば金が入ってくるの
で一石二鳥ではないかと、このようなばかな市としては許されな
い発言をした幹部職員がおりますけれども、この点先のこ
とになると思いますが市長はどのように考えているのかお聞き
したいと思います。

○助役（篠崎俊夫君） この第一石産の用地は全員協議会においても
申しあげましたが、だいたひ民間の業者がねらっておりまして
民間のごみ埋立地にしようとならっているわけでございます。そ
れではどうにもしようがないので市で買っておくことが一番いいとい
うことで予算を提出した次第でございます。

それから全部使い切ったあとでございしますが、いずれにしても
緑地ということで何らかの公共用地にしたいと考えております。



○十番（松山 清君） すると跡地の問題については防衛施設庁に
売るといふばかな考えは持っていないということですね。その点
一確認しておきます。

それから跡地の問題はだいたひ先のことになりますけれども、
貴重な公有財産でもありますので、緑地という形でもってその
時点において市民と十分相談してどのようにしていくか考えらる
ということを確認してよろしいですか。

○助役（篠崎俊夫君） いずれにしても緑地にすることです。

○十番（松山 清君） ですから防衛施設庁へ売る売らないというこ
とをはっきりここでいってほしいのです。幹部職員はそういう
ことをいつているわけですか。これはもちろんこういう会議の場
ではないのですが、そういうことをいうことはそういうことを検討
しているのではないかと考えるわけです。一億八千万円の金を出
して穴を掘って不燃物を埋め、その後防衛施設庁に売ってしま
えばその分の金が市に入ってくるので一石二鳥であるという私の
考えもつかないようなことをいうわけです。そういう単純な考

えをすること自体大きな問題だと思ひます。まして横田基地の核の問題で非常に大きな疑惑を生んでいる。そういう中で防衛施設庁に売ろうではないかという考えを万が一いま持っているということはたいへんなことだと思ひます。民間の人がいろいろ関係で防衛施設庁に売るといふことはありましたが、いまだかつて地方公共団体が売るといふことは現実に非常に例が少くないと思ひます。まさに福生だけがそのようなことをするということになりまうので、その点だけはつきりしておきたいと思ひます。これは緑地とかいろいろあるわけですが、確かに先の話です。七年先か十年先か、都合によつてはもっと先になるでしようか……。

○市長（石川常太郎君）　ただいま助役がご答弁申しあげたとありでございまして、ただいまのところ緑地等何らかの公共施設にしたいと思ふわけではございません。しかしながらあの穴が埋め切りまうのはたゞりまの予定では十年先になるわけではございます。十数年後になりますので時勢も時代もいろいろ変わつてくると思ひます。現在とはにかく緑地にいたしまして何らかの公共

用地にしたいという考えでございまして。十数年後にどのような変遷があるということとはたゞりまのところ申しあげかねるわけですが、

○十番（松山清君）　私はそういうことは聞いておりません。現時点で市長がどう考えているかお聞きしたいわけですが、先の利用問題はいいいわけですが、その時点で福生市全体の基本構想がいろいろ関係で出てくるわけですから、それを防衛施設庁に売るかどうかを聞いてゐるわけですが、

○助役（篠崎俊夫君）　いずれにしても松山議員のいわれるように軍用地にはしない、平和利用で緑地等に使うということではございませうので、一つご理解したいと思ひます。

○十番（松山清君）　どうして防衛施設庁に売れないといへないのですか。

○一番（貫井喜代次君）　会議規則第五十四条による回数はおう相当経過してゐると思ひますが、議長はどのように取り扱ふのか。（「議長待ってください」「はっきり答えればいいじゃあないか」と呼ぶ者あり）